

株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という）は、株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構（以下「当社」という）が住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成24年4月1日）第10条第1項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第2条 申請者から徴収する適合証明業務の手数料の額は、新築住宅、既存住宅、賃貸住宅融資に区分するものとする。

(新築住宅に係る申請手数料)

第3条 業務規程第21条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請1件につき、1戸建ての住宅は別表Ⅰ・Ⅱ、共同住宅は別表Ⅲ・Ⅳに掲げる額とする。

(既存住宅に係る申請手数料)

第4条 業務規程第21条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請1件につき、1戸建て等は別表Ⅵ、マンションは別表Ⅶ、リノベ（1戸建て等）は別表Ⅷに掲げる額とする。

(賃貸住宅融資に係る申請手数料)

第5条 業務規程21条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請1件につき、別表Ⅴに掲げる額とする。

(手数料の支払い期日)

第6条 申請者から徴収する手数料の支払い期日は、設計検査申請受付日の翌日から5日以内とする、但し、申請者と別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めすることができる。

(手数料の支払方法)

第7条 申請者は手数料を前条の支払期日までに当社の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする。

(手数料の返還)

第8条 収納した手数料は、返還しない。但し当社の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(手数料の減額)

第9条 適合証明業務手数料は、申請者と別途協議により合意した場合には、減額することができる。

この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定を締結した日から施行する。

平成22年4月1日改訂

平成25年10月1日改訂

平成26年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

令和元年10月1日改訂

令和3年4月1日改定

別表 I

新築・一戸建て住宅（フラット35・財形住宅融資）の手数料 注※1、※2

区分		手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を無しとした場合	手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を有りとした場合
一 戸 建 住 宅 等	確認検査と住宅性能評価又は認定低炭素住 宅、長期優良住宅を受けた場合	11,000円	11,000円
	住宅性能評価を受けた場合	16,500円	16,500円
	確認検査を受けた場合	22,000円	39,600円
	適合証明検査のみの場合	66,000円	80,300円

別表 II

新築・一戸建て住宅（フラット35・財形住宅融資）の手数料（中間検査省略・竣工済特例）注※1、※2

区分		手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を無しとした場合	手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を有りとした場合
一 戸 建 住 宅 等	確認検査と住宅性能評価又は認定低炭素住 宅、長期優良住宅を受けた場合	6,600円	6,600円
	住宅性能評価を受けた場合	12,100円	12,100円
	確認検査を受けた場合	17,600円	35,200円
	適合証明検査のみの場合	61,600円	75,900円

別表 III

新築・共同住宅（フラット35・財形住宅融資）の手数料（一般申請）

区分		手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を無しとした場合	手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を有りとした場合
共 同 住 宅	確認検査と住宅性能評価又は 長期優良住宅を受けた場合	44,000円+	同左
	住宅性能評価を受けた場合	4,400円X n	
	確認検査を受けた場合	※nは戸数10戸超の戸数	
	適合証明検査のみの場合	88,000円+	同左
	8,800円X n ※nは戸数10戸超の戸数		

別表Ⅳ

新築・共同住宅（フラット35・財形住宅融資）の手数料（一括申請）

区分		手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を無しとした場合	手数料（税込み金額） 優良住宅取得支援制度の基 準の適用を有りとした場合
共 同 住 宅	確認検査と住宅性能評価又は 長期優良住宅を受けた場合	33,000円+	同左
	住宅性能評価を受けた場合	3,300円Xn	
	確認検査を受けた場合	※nは戸数10戸超の戸数	
	適合証明検査のみの場合	66,000円+ 6,600円Xn ※nは戸数10戸超の戸数	同左

別表Ⅴ

新築・共同住宅（賃貸住宅）の手数料（バリアフリー対応、子育てファミリー向け、まちづくり住宅融資）

区分		手数料（税込み金額）	
賃 貸 住 宅	確認検査及び住宅性能評価を受けた場合	33,000円+	
	住宅性能評価を受けた場合	3,300円Xn	
	確認検査を受けた場合	※nは戸数10戸超の戸数	
	適合証明検査のみの場合	66,000円+ 6,600円Xn ※nは戸数10戸超の戸数	

別表Ⅵ

既存住宅（フラット35・財形住宅融資）の手数料

	一戸建て等		
	財形住宅融資 (リ・ユース住宅)のみ	フラット35 ・財形住宅融資	フラット35S
性能評価あり	22,000円	22,000円	27,500円
他機関の性能評価あり	別途見積り		
性能評価なし	34,100円	45,100円	別途見積
建築確認日 S56.5.31以前 =要！耐震評価	78,100円	89,100円	別途見積

別表Ⅶ

既存共同住宅（フラット35・財形住宅融資）の手数料

	マンション（一戸当り）		
	財形住宅融資 (リ・ユース住宅)のみ	フラット35 ・財形住宅融資	フラット35S
性能評価あり	33,000円	33,000円	33,000円
他機関の性能評価あり	別途見積り		
性能評価なし	66,000円	66,000円	別途見積
性能評価なし 公庫マンション情報登録制度	33,000円	44,000円	
建築確認日 S56.5.31以前 =要！耐震評価	77,000円	111,100円	

注記：型式住宅等で明らかに審査時間の軽減が図れるものについては、優良住宅取得支援制度の基準の適用を無しにした場合の料金となります。

- ・出張費は別途
- ・出張費は確認検査業務出張費を適用する

- ※1 省エネルギー性（金利Aプラン）の一次エネルギー消費量等級5を使う場合は上記金額に
¥13,200円 加算となります。
- ※2 省エネルギー性（金利Bプラン）の断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4を
使う場合は上記金額に ¥13,200円 加算となります。

別表Ⅷ

既存住宅（リノベ）の手数料（1戸建て等）

事前確認 (現地確認含む)	リフォーム工事前の建設性能評価・適合証明書等の資料有	22,000円
	リフォーム工事前の建設性能評価・適合証明書等の資料無	45,100円
計画確認		22,000円
適合証明	現地確認を含む	45,100円
リフォーム工事計画及び 適合証明	宅地建物取引業者が取得してリフォーム工事を行った住宅	88,000円

※共同住宅の手数料は別途見積りとします。

※建築確認日が昭和56年6月以降のものに限ります。

※出張費は別途とします。
